

入札説明書

令和5年8月21日千葉市公告第727号により公告した理科室他実験台等76台の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達物件名及び数量
理科室他実験台等 76台
- (2) 物件の概要
仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和6年3月31日
- (4) 納入場所
千葉市立稲毛高等学校

2 競争入札参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和4・5年度千葉市物品等入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められて（以下「入札参加資格の認定」という。）いる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市において都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
 - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- (3) 平成30年度から令和4年度までに、家具・什器または理化学機器の納入で同規模程度の履行実績を有すること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 公告の日から令和5年8月25日(金)まで
(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)
- (2) 提出場所 千葉市教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課
- (3) 提出方法 持参
- (4) 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書
 - イ 履行実績調書(2件以上ある場合は、2件まで記載すること)
※契約書の写し、業務完了報告書の写し等、履行した実績の内容を確認できる書類を添付すること。
- (5) 確認通知 令和5年8月31日(木)までに、入札参加資格確認結果通知書を発送する。

4 入札に関する質問の受付

- (1) 入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。
 - ア 提出期間 公告の日から令和5年8月25日(金)正午まで
 - イ 提出方法 電子メール
 - ウ 提出先 千葉市教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課
(gakkoshisetsu.EDG@city.chiba.lg.jp)
 - エ 質問の様式 所定の様式を用いること。
- (2) 質問に関する回答は、令和5年8月30日(水)午後3時までに電子メールまたは書面にて行う。

5 入札手続等

- (1) 入札・開札の日時及び場所
 - 日時 令和5年9月7日(木)午前10時00分
 - 場所 教育委員会入札室
千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟10階

※入札参加資格確認結果通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。
- (2) 入札方法
 - 入札者は、原則として前記(1)の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号又は名称及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。
 - ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きし、後記「9」の契約事務担当課宛とし、令和5年9月6日(水)の午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

(3) 入札書に記載する金額

入札金額は、本件にかかる一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。

(4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ、委任状も提出すること。委任状の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

(5) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に委任状を提出すること。）。

7 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回とする。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟10階

千葉市教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課

電話：043-245-5913

電子メール：gakkoshisetsu.EDG@city.chiba.lg.jp